

千葉県告示第254号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第40号）第14条第4項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当する機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和5年 3月29日

千葉市長 神谷俊一

開設者の名称	開設者の住所	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
医療法人社団あい	千葉市中央区春日 1-16-5	医療法人社団 あい 増田病院	千葉市中央区春日 1-16-5	令和5年2月1日 (訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション)